
令和8年度

第1回 上越市青少年健全育成センター運営協議会

要 項

日 時 令和8年6月4日（木）
午後2時～4時
会 場 上越市教育プラザ 中会議室

上越市青少年健全育成センター

次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ（代理 社会教育課長）

4 会長の選出・副会長の指名

5 会長あいさつ

6 議事

（1）報告

- ① 令和7年度 事業、活動等報告 (あゆみ P5～14)
- ② 令和7年度 若者育成支援事業の実施状況報告 (あゆみ P15～17)
- ③ その他

（2）協議

- ① 令和8年度 運営方針、活動・事業計画（案） (あゆみ P20～25)
- ② 令和8年度 街頭指導の計画（案） (資料 P1～4)
- ③ 令和8年度 社会環境浄化活動の実施計画（案） (資料 P5)
- ④ 令和8年度 健全育成活動の実施計画（案） (資料 P5)
- ⑤ 令和8年度 若者育成支援事業の実施計画（案） (資料 P6)
- ⑥ 令和8年度 青少年健全育成センター運営費の経費内訳 (資料 P7)
- ⑦ センターの運営に関する意見交換
- ⑧ その他

7 連絡

- ・第2回開催日（予定）10月14日（水）14：00～
- ・第3回開催日（予定）2月25日（木）14：00～

8 副会長あいさつ

9 閉会

令和8年度 第1回上越市青少年健全育成センター運営協議会 資 料

- 1 令和8年度 街頭指導の計画（案）（P1～4）
 - （1） 通常街頭指導
 - （2） 特別街頭指導
 - （3） 青色パトロール車による巡回指導
 - （4） PTA 街頭指導体験
- 2 令和8年度 社会環境浄化活動実施計画（案）（P5）
- 3 令和8年度 健全育成活動の実施計画（案）（P5）
- 4 令和8年度 若者育成支援事業の実施計画（案）（P6）
- 5 令和8年度 青少年健全育成センター運営費の経費内訳（P7）
 - ・ 上越市青少年健全育成センター条例（P8）
 - ・ 上越市青少年健全育成センター規則（P9）

上越市青少年健全育成センター

1. 令和8年度 街頭指導の計画（案）

(1) 通常街頭指導

①目的

街頭指導活動は、ぐ犯・不良行為少年を早期に発見し、注意・助言をするなど適切な措置を講ずることにより、少年の非行を防止するとともに、地域社会における人々の交流や連携を密にし、地域の非行抑止力を高めることを目的とする。

②方法

- ・青少年健全育成センターの業務計画に従い、組織的・計画的に商店街や娯楽施設等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期にぐ犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。
- ・青少年健全育成委員の居住地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に注意を払い、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

③育成委員の構成と人数

- ・令和8年度育成委員数：高田地区 29 人、直江津地区 24 人、計 53 名（欠員 2）
- ・班編成：1 班 4～6 人 高田地区 5 班編成、直江津地区 5 班編成

④月別街頭指導回数

- ・巡回回数：各班月 1 回の巡回指導を基本とする。

月/地区	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
高 田	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
直江津	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120

⑤街頭指導活動を実施する区域

- ・高 田 地 区

担当班	主な巡回場所	集合場所
1 班～3 班	イレブンプラザ、あすとぴあ高田、㊟バス待合室、高田駅、立体駐車場、ライブワン等	雁木通りプラザロビー
4 班	春日山駅、春日中、セブンイレブン、原信春日山店、雅子妃の森、謙信公広場、ローソン等	春日謙信交流館ロビー
5 班	ダイソー、蔦屋書店ウイング店、ドン・キホーテ、上越みらい公園、J-MAX 周辺、ローソン等	パティオ 2 階休憩室

- ・直江津地区

担当班	主な巡回場所	集合場所
1 班～2 班	直江津駅周辺、八坂神社、セブンイレブン、直江津中、海浜公園、府中八幡宮、直江津ショッピングセンター、ゲオ直江津店等	直江津学びの交流館 エントランスホール
3 班	イオンスーパー、ゼビオスポーツ、裏田公園、スポーツデポ、アピナ上越インター店等	教育プラザ玄関ホール
4 班	ジョーシン、ヤマダ電機、イオン上越店、アピナ上越インター店等	教育プラザ玄関ホール
5 班	春日山駅、春日中、セブンイレブン、原信春日山店、雅子妃の森、謙信公広場、ローソン等	春日謙信交流館ロビー

* お花見、祭り、海水浴期間などは特別ルートで巡回する。

⑥街頭指導の実施時間

- ・4～11 月 月～金曜・・・16:00～18:00 土曜・・・15:00～17:00
- ・12～3 月 月～金曜・・・15:00～16:30 土曜・・・14:30～16:00

⑦その他

- ・育成委員は市の非常勤特別職公務員であるため業務中・通勤途上の災害補償の対象となる。

(2) 特別街頭指導

①目的

○上越市の「防犯の日」の趣旨を受け、特別街頭指導を実施する。

◆スローガン「みんなで防犯安全安心まちづくり」

②実施内容

	第 1 回	第 2 回
日 時	令和8年7月2日（木） 15：30～16：30	令和8年 10 月 2 日（金） 15：30～16：30
場 所	・トキめき鉄道南高田駅周辺	・トキめき鉄道高田駅周辺
参加団体	・上越警察少年ボランティア ・上越警察署生活安全課 ・上越少年サポートセンター ・青少年健全育成委員 ・高等学校教員 高田南城高校 高田商業高校 高田農業高校 関根学園高校 ・青少年健全育成センター	・上越警察少年ボランティア ・上越警察署生活安全課 ・上越少年サポートセンター ・高田駅前交番 ・青少年健全育成委員 ・高等学校教員 高田高校 高田北城高校 上越総合技術高校 上越高校 直江津中等教育学校 ・青少年健全育成センター
集合場所	・南高田駅前	・高田駅（駅前交番付近）
指導内容	・南高田駅周辺の街頭指導 ・自転車の乗り方と交通ルールの遵守（歩道通行、並列走行など） ・南高田駅の利用状況、マナー向上 ・歩きスマホへの注意喚起 ・その他 状況判断し指導	・本町から高田駅前の街頭指導 ・自転車の乗り方と交通ルールの遵守（歩道通行、並列走行など） ・高田駅の利用状況、マナーの向上 ・歩きスマホの注意喚起 ・その他 状況判断し指導

・電車時刻 高田駅 （上り 15：39、16：12 下り 15：53、16：16）

南高田駅（上り 15：42、16：16、 下り 15：50、16：09）

・2026 年 4 月から、自転車の交通違反に「青切符」が導入された。このことから、安全運転への声かけを積極的に行う。

・それぞれ 3～4 か所で、啓発用ポケットティッシュ等を渡しながらかける。

・熱中症対策に留意する。

(3) 青色パトロール車による巡回指導

①目 的

- ・郊外に大型店や娯楽施設が増え、賑わいの場所が変化している状況である。点在するそれらの地域を広域に巡回指導することにより、青少年の問題行動を未然に防止する。
- ・また、青色回転灯等装備車両（青色パトロール車）を利用することで、地域の住民に活動の認知度を高め、地域全体で「青少年を見守る」機運の醸成に繋げる。

②活動概要

(ア) 利用車両について

- ・青色回転灯等装備車両（上越市市民安全課 ハイゼットカーゴ）
- ・車体に「子ども安全パトロール中」のマグネットシートを貼付する。

(イ) 巡回経路について

- ・高田地区、直江津地区
- ・点在する賑わいの場所及び季節ごとのたまり場の他、通常巡回コース以外の地域及び市民からの情報等で巡回が必要な所を巡回する。
- ・基本コースを設定するが、状況に応じて巡回場所を変更する。

※例：「上越モール」、南高田駅周辺、海水浴場など

(ウ) 巡回頻度について

- ・月３回程度とし、積雪期にあたる１・２月は実施しない。
- ・特別な事情により通常の巡回とは別に日時やコースを設定し実施する場合がある。

(エ) 巡回体制について

- ・原則、役員と専任された委員、事務局員の２人での乗車とする。
- ・車両運転者は新潟県警から「パトロール実施者証」の交付を受けた者とする。

(オ) 巡回時間について

- ・午後３時から午後４時３０分とする。

③その他

(ア) 青色回転灯等装備車両使用研修会の実施

(イ) 「パトロール実施者証」の申請について

- ・役員と専任された委員、事務局員が登録する。
- ・新潟県警へ申請する。

(ウ) 借用車両の受渡し

- ・実施日にあわせ、事務局で予め市民安全課から車両を借用し、教育プラザに準備しておき、終了後は事務局により速やかに返却する。

(4) PTA 街頭指導体験

①目 的

- ・青少年健全育成委員が行っている「街頭指導を体験すること」を主なねらいとし、各学校におけるPTA会合等の場で、街頭指導の体験やそこで得た情報を他の会員と共有することにより、各学校での見守り活動や校外生活の指導に生かしてもらう。
- ・「愛の一声」活動、たまり場や死角となりやすい場所の確認、協力機関の施設や商店等の把握を行う。

②対象と参加人員 市内小中学校の希望するPTA 会員 小学校 14 校、中学校 6 校、計 20 校

③期 間 6 月、9 月、10 月、11 月で、通常、青少年健全育成委員が実施している街頭指導の日時に合わせて実施する。

④時 間 月～金曜日：午後4時～午後6時、土曜日：午後3時～午後5時

⑤実施コース

コース	集合場所	主な巡回場所
A	雁木通りプラザ ロビー	イレブンプラザ、あすとぴあ高田、 バ バス待合室、高田駅立体駐車場、ライブワン等
B	パティオ 2階休憩室	ダイソー、蔦屋書店ウイング店、上越みらい公園、ドン・キホーテ、J-MAX周辺、ローソン等
C	謙信交流館 ロビー	春日山駅、春日中、セブンイレブン、原信春日山店、雅子妃の森、謙信公広場、ローソン等
D	直江津学びの交流館 エントランスホール	直江津駅周辺、八坂神社、セブンイレブン、直江津中、海浜公園、府中八幡宮、直江津ショッピングセンター、ゲオ直江津店等
E	教育プラザ 玄関ホール	イオンスーパー、ゼビオスポーツ、裏田公園、スポーツデポ、ダイナム、アピナ上越インター店等
F	教育プラザ 玄関ホール	ジョーシン、ヤマダ電機、イオン上越店、アピナ上越インター店等

⑥実施期日

6 月 6 日 Fコース 飯小、高田西小	9 月 5 日 F コース 有田小、直江津東中
6 月 12 日 Aコース 南本町小、大町小、城北中	9 月 11 日 A コース 豊原小、和田小
6 月 13 日 Bコース 板倉中、高士小、大湊町小	9 月 18 日 Cコース 春日小
6 月 17 日 Dコース 高志小	10 月 3 日 Fコース 板倉小
6 月 20 日 Eコース 三和小、三和中	10 月 7 日 Dコース 春日新田小
	10 月 8 日 Cコース 春日中
	10 月 24 日 Eコース 八千浦中
	11 月 13 日 Aコース 高田西小

⑦その他

- ・12 月上旬までに全小中学校に「実施報告資料」を送付し、情報共有を図る。

2. 令和8年度 社会環境浄化活動の実施計画（案）

(1) 有害図書类等自動販売機等の現地確認の実施と指導

①目的

青少年を取り巻く社会環境実態を把握し、青少年の健全育成を図るため、有害図書類自動販売機に対する現地確認調査を実施する。

②活動概要

- ・実施期日 令和8年10月1日（木）予定
- ・実施個所 上越市三和区の図書類自動販売機3台
- ・参加者 自動販売機設置業者、上越警察署1人、立入調査員3人
- ・地権者への対応 自動販売機撤去に向け文書で依頼する予定。

(2) 公共施設等の環境維持への協力の依頼、街頭指導時のゴミ拾いの実施

3. 令和8年度 健全育成活動の実施計画（“社会を明るくする運動”）（案）

(1) 趣 旨

- ・健全育成活動の一環として、上越地区保護司会と連携し「第76回“社会を明るくする運動”」を推進する。
- ・“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動である。

(2) 主な活動

①街頭宣伝活動について

事業名	月 日（曜）	場所
上越市推進委員会	6月 3日（水）	教育プラザ(大会議室)
街頭宣伝活動	6月21日（日）	東部分区(柿崎)
	7月 4日（土）	高田分区・中部分区
	7月 4日（土）	直江津分区
	7月 5日（日）	東部分区(浦川原)
社明作文審査会	9月 7日（月）	教育プラザ

大型ショッピングセンターなど、人が集まるところで、犯罪や非行の防止を呼びかけ、リーフレットや啓発用ティッシュ等を配って街頭宣伝活動を行う。

- ・高田分区、中部分区 宣伝場所：イレブンプラザ、イオン上越店、上越モール
- ・直江津分区 宣伝場所：直江津ショッピングセンター、水族館、イチコ西店

②広報等の啓発活動について

- ・「広報上越」7月掲載、市役所木田庁舎に運動PR用の懸垂幕の掲示

4. 令和8年度 若者育成支援事業の実施計画（案）

(1) 目的

さまざまな困難を抱える若者の社会的自立への支援を行う。

(2) 主な若者育成支援事業

①若者相談「若者ほっとライン」及び若者の居場所「Fit」の周知

ア. 専用ダイヤル番号の周知 025-545-9249

イ. 市ホームページの更新、市施設へのチラシ・リーフレットの配置

②若者の居場所「Fit」利用者対応の充実

＊教育プラザ研修棟1階、月～金曜日 午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

ア. 個に応じた自立支援活動・相談

イ. グループ活動の工夫

・毎週水曜日の午前中、自由な雰囲気での醸成

ウ. 関係機関と連携した支援

・すこやかなくらし支援室、地域包括支援センター、上越地域若者サポートステーション、学校教育課、フリースクール等との情報連携

・青少年健全育成関係機関連絡会議の開催（年2回、5月と2月）

エ. リーフレット、「若者支援つなぎナビ」の活用

オ. 「Fit」運営会議の開催

・多様化する利用者対応についてアドバイザーからの助言と情報共有（年4回実施）

③「上越市親の会」の開催

不登校やひきこもりなど、子どもに関する悩みや不安をもつ親同士が集まり、語り合い支え合うための会。

・日時、場所：土曜日 13：30～15：30、教育プラザ研修棟3階 大会議室

第1回： 5月16日 第2回：7月11日 第3回：9月12日

第4回：11月14日 第5回：1月16日 第6回：3月6日

・参加者が安心して話し合えるよう、子どもの年代別または内容別でグループ懇談を実施

・ピアサポーター（似たような経験をした保護者5人）とカウンセラーが連携した、運営の充実

・希望者へ個別面談の実施

(3) その他

広報誌やチラシ、各機関・団体との連携を通じた口コミ等で、相談・支援活動の周知に努める。

5. 令和8年度 青少年健全育成センター運営費の経費内訳

単位：千円

会計年度任用職員報酬	6,151	普通旅費	14
青少年健全育成委員報酬	1,515	消耗品費	86
青少年健全育成センター運営協議会委員報酬	150	印刷製本費	77
		通信運搬費	95
会計年度任用職員期末・勤勉手当	1,822	筆耕翻訳料	3
会計年度任用職員共済組合負担金	1,309	複写機借上料	178
雇用保険料	123	私有車借上料	25
報償金	172	地域青少年育成会議活動事業交付金	9,777
費用弁償	136		
会計年度任用職員費用弁償	200		

(説明)

青少年健全育成センター運営費とは、次の2つの事業を合体したものである。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ① 青少年健全育成支援事業（青少年健全育成センター執行分） | 12,056 |
| ② 地域青少年育成会議活動支援（社会教育課執行分） | 9,777 |
| 合計 | 21,833 |

○上越市青少年健全育成センター条例

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市青少年健全育成センター	上越市下門前1770番地

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)に所長その他の必要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第59号)

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

○上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

令和2年1月29日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例（平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）の運営方針
- (2) センターの事業計画
- (3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

(青少年健全育成委員)

第6条 センターに青少年健全育成委員（以下「健全育成委員」という。）を置く。

2 健全育成委員の定数は、55人以内とする。

3 健全育成委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員

- (2) 更生保護関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の役員
- (5) その他教育委員会が適任と認める者

- 4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。
- 6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。